

月の浦公民館利用規程

(目的)

第1条 この規程は、月の浦公民館の利用及び利用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎週月曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 火曜日から日曜日までの間において公民館長と市長が協議して定める日
- 2 前項の定めにかかわらず、公民館長は市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(利用時間)

第3条 利用時間は、9時から21時までとする。ただし日曜日の開館時間は17時までとする

- 2 老人憩の家については、9時から17時までとする。
- 3 公民館長の承認を得て、上記時間外でも利用することができる。

(利用料の基準箇所等)

第4条 利用料徴収の対象となる箇所及び備品類は、次のとおりとする。

- (1) 集会室 (2) 実習室 (3) 第1学習室 (4) 第2学習室
- (5) 老人憩の家 (6) 別表に定める備品類

(利用願いの手続方法)

第5条 前条の箇所及び備品類を利用する者は、公民館長の許可を受けなければならない。

(利用料及び納付方法)

第6条 利用料は、別表の「月の浦公民館利用料金表」に定めるところによる。

- 2 利用料は、前納しなければならない。ただし、公民館長の承認を得て後納とすることができる。
- 3 納付された利用料は、天災地変、不可抗力、利用者が前々日までに利用の取り止めの申し出があったとき及び公民館長が特に還付の必要性を認めた時以外は還付しない。

(利用料の減免)

第7条 利用料の減免及びその対象となるものは、次のとおりとする。

- (1) 全額免除（部屋代、冷暖房費、ガス代）
 - ア 執行部が利用するとき。
 - イ 区の行事及び区の運営活動として利用するとき。
 - ウ 組の会議
 - エ 区の行事援助のための各種団体の会議
 - オ 区における学習教養関係講座及び講演その他、これに類する集会で公益に資すると公民館長が認めたとき。
- (2) 公民館長が特に認めたときは、部屋代、冷暖房費、ガス代を一部免除又は減額することができる。

(利用の順位)

第8条 公民館利用の順位は、原則として次のとおりとする。

- (1) 執行部
- (2) 区行事及び区の運営活動として利用。
- (3) 組の会議
- (4) 区の行事援助のための各種団体の会議
- (5) 学習、講座、講演等
- (6) 市又は教育委員会
- (7) その他

(利用の制限)

第9条 公民館長は、次の各号に該当する場合は利用を許可せず、又は許可を取り消し、若しくは行事を中止させることができる。

- (1) 公民館の運営に支障があると認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、風俗を害する恐れがあると認められるとき。
- (3) 建物若しくは付属設備を破損し、又消滅するおそれがあると認められるとき。

(目的外利用の禁止等)

第10条 利用許可を受けた者は、許可を受けた目的以外に利用したり又は権限を譲渡若しくは転貸してはならない。

(賠償)

第11条 利用者は、建物若しくは付属設備等を破損したり又は滅失したときは、その損害を速やかに賠償しなければならない。

(遵守事項)

第12条 利用者は、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 利用にあたり、公民館長又は管理人の指示に従うこと。
- (2) 利用時間を厳守すること。利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものであること。
- (3) 特別の設備を設置し若しくは現状を変更しようとするときは、予め公民館長の許可を受けること。なお、利用を終わったときは、速やかに現状に復し、公民館長若しくは管理人の確認を受けること。
- (4) 許可なく貼り紙、釘打ち等をしないこと。
- (5) 指定された場所以外で火気を使用しないこと。
- (6) 子ども会等で利用するときは、代表者1名（保護者等）を設けること。
- (7) 各種団体で利用するときは、責任者を設けること。
- (8) 冷暖房器、実習室等を利用するときは、事前に公民館長又は管理人に申し出ること。
- (9) 公民館を汚染するおそれのあるものは、公民館長又は管理人の指示に従うこと。

附 則

この規程は、平成 8 年	1 月 1 5 日から施行する。
この規程は、平成 1 8 年	4 月 2 3 日から施行する。
この規程は、平成 2 1 年	4 月 1 9 日から施行する。
この規程は、平成 2 3 年	4 月 1 7 日から施行する。
この規程は、平成 2 4 年	4 月 8 日から施行する。
この規程は、平成 2 5 年	4 月 1 4 日から施行する。
この規定は、令和 7 年	4 月 2 0 日から施行する。

(別 表)

月の浦公民館利用料金表

1. 室・冷暖房利用料

1時間あたり料金

区 分	区民団体 (通常料金)		区民外団体	
	部屋代	冷暖房費	部屋代	冷暖房費
集会室	600円	400円	900円	500円
実習室	500円	300円	700円	300円
第一学習室	400円	200円	600円	300円
第二学習室	400円	200円	600円	300円
老人憩の家	無 料	200円	- - - -	- - - -

- (備考) 1 利用時間の端数は切り上げる。
2 老人憩の家の利用時間は概ね3時間とする。
3 ガス代は、一回につき300円とする。
4 「老人憩の家」を時間外や空き時間に利用する場合は、学習室の利用料を適用する。

2. 備品利用料金 (貸出)

品 名	個数	区内金額	区外金額	備 考
机 (高低共)	1 台	100円	200円	
椅子	1 脚	50円	100円	
テ ン ト	1 張	1,000円	1,200円	
太 鼓	1 個	1,000円	2,000円	
放送 器具	1 式	1,000円	な し	
紅 白 幕	1 幕	500円		
座ブトン	1 枚	50円		
カラオケ セット	1 式	500円	サークル教室の場合は1000円 公民館長の許可を必要とする	